

医療法施行に係る要綱

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第一章の二 医療に関する情報の報告（第一条の二）
- 第二章 病院、診療所及び助産所の開設（第二条―第十三条）
- 第三章 病院、診療所及び助産所の管理（第十四条―第十八条）
- 第四章 診療用放射線（第十九条―第二十七条）
- 第五章 医療法人（第二十八条―第三十七条）
- 第六章 地域医療連携推進法人（第三十八条―第四十七条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）に基づく知事への報告、申請又は届出については、この要綱の定めるところによる。

第一章の二 医療に関する情報の報告

第一条の二 法第六条の三第一項及び第二項の規定による知事への報告は、別に定める方法により行うものとする。

第二章 病院、診療所及び助産所の開設

（開設許可申請書）

第二条 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第一条の十四第一項の規定による病院又は診療所の開設許可申請書は、様式第一号によらなければならない。

第三条 規則第二条第一項の規定による助産所の開設許可申請書は、様式第二号によらなければならない。

（開設許可事項の変更許可申請書）

第四条 規則第一条の十四第三項及び第二条第二項の規定による病院、診療所又は助産所の開設許可事項の変更許可申請書は、様式第三号によらなければならない。

（開設又は設置届）

第五条 医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）第四条の二第一項の規定による病院、診療所又は助産所の開設届は、様式第四号によらなければならない。

第六条 法第八条第一項の規定による診療所の開設届は様式第五号に、同条の規定による助産所の開設届は様式第六号によらなければならない。

2 法第八条第二項の規定によるオンライン診療受診施設の設置届は様式第六号の二によらなければならない。

(開設許可事項、開設届出事項又は設置届出事項の変更届)

第七条 政令第四条第一項の規定による病院、診療所又は助産所の開設許可事項の変更届は、様式第七号によらなければならない。

第八条 政令第四条の二第二項の規定による病院、診療所又は助産所の開設届出事項の変更届は、様式第八号によらなければならない。

2 政令第四条第三項の規定による診療所又は助産所の開設届出事項の変更届は、様式第九号によらなければならない。

3 政令第四条第四項の規定によるオンライン診療受診施設の設置届出事項の変更届は、様式第九号の二によらなければならない。

(診療所病床設置等許可申請書)

第九条 規則第一条の十四第五項又は第六項の規定による診療所の病床の設置又は変更の許可申請書は、様式第十号によらなければならない。

(診療所病床設置等届)

第十条 政令第三条の三又は第四条第二項の規定による診療所の病床の設置又は変更の届は、様式第十一号によらなければならない。

(地域医療支援病院の名称承認申請書)

第十一条 規則第六条第一項の規定による地域医療支援病院の名称承認申請書は、様式第十二号によらなければならない。

(休止及び再開届)

第十二条 法第八条の二第二項の規定による病院、診療所又は助産所の休止届は様式第十三号に、同項の規定による休止した病院、診療所又は助産所の再開届は様式第十四号によらなければならない。

2 法第八条の二第二項の規定によるオンライン診療受診施設の休止届は様式第十三号の二に、同項の規定による休止したオンライン診療受診施設の再開届は様式第十四号の二によらなければならない。

(廃止届等)

第十三条 法第九条第一項の規定による病院、診療所又は助産所の廃止届は、様式第十五号に、同項の規定によるオンライン診療受診施設の廃止届は、様式第十五号の二によらなければならない。

2 法第九条第二項の規定による病院、診療所又は助産所の開設者死亡又は失そう届は、様式第十六号に、同項の規定によるオンライン診療受診施設の設置者死亡又は失そう届は、様式第十六号の二によらなければならない。

第三章 病院、診療所及び助産所の管理

(管理者選任又は兼任の許可申請書)

第十四条 規則第八条の規定による医師、歯科医師又は助産師の開設した病院、診療所又は助産所の管理者選任許可申請書は、様式第十七号によらなければならない。

2 規則第九条の規定による病院、診療所又は助産所の管理者兼任許可申請書は、様式第十八号によらなければならない。

(地域医療支援病院業務報告書)

第十五条 規則第九条の二の規定による地域医療支援病院の業務報告書は、様式第十九号によらなければならない。

(宿直医師特例認定申請書)

第十六条 規則第九条の十五の二の規定による宿直医師特例認定申請書は、様式第二十号によらなければならない。

(専属薬剤師免除許可申請書)

第十七条 規則第七条の規定による病院又は診療所の専属薬剤師免除許可申請書は、様式第二十一号によらなければならない。

(使用許可申請書)

第十八条 法第二十七条の規定による病院、患者を入院させる施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所の使用許可申請書は、様式第二十二号によらなければならない。

第四章 診療用放射線

(エックス線装置設置届)

第十九条 規則第二十四条の二の規定によるエックス線装置設置届は、様式第二十三号によらなければならない。

(診療用高エネルギー放射線発生装置等の設置届)

第二十条 規則第二十五条（規則第二十五条の二において準用する場合を含む。）の規定による診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置）設置届は、様式第二十四号によらなければならない。

(診療用放射線照射装置設置届)

第二十一条 規則第二十六条の規定による診療用放射線照射装置設置届は、様式第二十五号によらなければならない。

(診療用放射線照射器具設置届)

第二十二条 規則第二十七条第一項及び第二項の規定による診療用放射線照射器具の設置届は、様式第二十六号によらなければならない。

(放射性同位元素装備診療機器設置届)

第二十三条 規則第二十七条の二の規定による放射性同位元素装備診療機器設置届は、様式第二十七号によらなければならない。

(診療用放射性同位元素使用器具設置届)

第二十三条の二 規則第二十七条の三の規定による診療用放射性同位元素使用器具備付届は、様式第二十七号の二によらなければならない。

(診療用放射性同位元素等の備付届)

第二十四条 規則第二十八条第一項の規定による診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届は、様式第二十八号によらなければならない。

(診療用放射線照射器具等の翌年使用予定届)

第二十五条 規則第二十七条第三項、第二十七条の三第二項又は第二十八条第二項の規定による診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具又は診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の翌年の使用予定届は、様式第二十九号によらなければならない。

(届出事項の変更届)

第二十六条 規則第二十四条第十号に掲げる場合における規則第二十九条第一項の規定によるエックス線装置設置届に係る届出事項の変更届又は同条第二項の規定による診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置）設置届、診療用放射線照射装置設置届、診療用放射線照射器具設置届、放射性同位元素装備診療機器設置届、診療用放射性同位元素使用器具備付届若しくは診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届に係る届出事項の変更届は、様式第三十号によらなければならない。

(廃止又は廃止後の措置届)

第二十七条 規則第二十四条第十二号に掲げる場合における規則第二十九条第一項の規定による届出又は同条第三項の規定による届出は、それぞれ次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる様式によらなければならない。

- 一 エックス線装置又は診療用高エネルギー放射線発生装置若しくは診療用粒子線照射装置の廃止届 様式第三十一号
- 二 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は放射性同位元素装備診療機器の廃止届 様式第三十二号
- 三 診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃止届 様式第三十三号
- 四 診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃止後の措置届 様式第三十四号

第五章 医療法人

(設立認可申請書)

第二十八条 規則第三十一条の規定による医療法人の設立認可申請書は、様式第三十五号によらなければならない。

(理事数特例認可申請書)

第二十八条の二 規則第三十一条の五の規定による医療法人の理事数特例認可申請書は、様式第三十六号によらなければならない。

(管理者理事特例認可申請書)

第二十八条の三 規則第三十一条の五の二第一項の規定による医療法人の管理者理事特例認可申請書は、様式第三十七号によらなければならない。

(理事長特例認可申請書)

第二十八条の四 規則第三十一条の五の三の規定による医療法人の理事長特例認可申請書は、様式第三十八号によらなければならない。

(定款又は寄附行為の変更認可申請書)

第二十九条 規則第三十三条の二十五の規定による医療法人の定款又は寄附行為変更認可申請書は、様式第三十九号によらなければならない。

(事業報告書等届)

第三十条 規則第三十三条の二の十二第一項の規定による医療法人の事業報告書等の届出は、様式第四十号によらなければならない。

(解散の認可申請書)

第三十一条 規則第三十四条の規定による医療法人の解散認可申請書は、様式第四十一号によらなければならない。

(吸収合併又は新設合併の認可申請書)

第三十二条 規則第三十五条の二の規定による医療法人の吸収合併認可申請書は、様式第四十二号によらなければならない。

2 規則第三十五条の五において読み替えて準用する規則第三十五条の二の規定による医療法人の新設合併認可申請書は、様式第四十二号の二によらなければならない。

(吸収分割又は新設分割の認可申請書)

第三十二条の二 規則第三十五条の八の規定による医療法人の吸収分割認可申請書は、様式第四十二号の三によらなければならない。

2 規則第三十五条の十一において読み替えて準用する規則第三十五条の八の規定による医療法人の新設分割認可申請書は、様式第四十二号の四によらなければならない。

(登記完了届)

第三十三条 政令第五条の十二の規定による医療法人の登記完了届は、それぞれ次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる様式によらなければならない。

一 設立登記完了届 様式第四十三号

二 登記事項変更登記完了届 様式第四十四号

三 解散登記、合併登記又は分割登記完了届 様式第四十五号

(役員の変更届)

第三十三条の二 政令第五条の十三の規定による医療法人の役員の変更の届出は、様式第四十六号によらなければならない。

(解散届)

第三十四条 法第五十五条第八項の規定による医療法人の解散届は、様式第四十七号によらなければならない。

(残余財産処分認可申請書)

第三十五条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の法第五十六条第二項又は第三項の規定による医療法人の残余財産の処分認可申請書は、様式第四十八号によらなければならない。

(清算人就職届)

第三十六条 法第五十六条の六の規定による医療法人の清算人就職の届出は、様式第四十九号によらなければならない。

(清算終了届)

第三十七条 法第五十六条の十一の規定による医療法人の清算終了の届出は、様式第五十号によらなければならない。

第六章 地域医療連携推進法人

(設立認定申請書)

第三十八条 法第七十条の二の規定による地域医療連携推進法人の医療連携推進認定申請書は、様式第五十一号によらなければならない。

(解散の認可申請書)

第三十九条 法第七十条の十五において読み替えて準用する法第五十五条第六項による地域医療連携推進法人の解散認可申請書は、様式第五十二号によらなければならない。

(解散届)

第四十条 法第七十条の十五において読み替えて準用する法第五十五条第八項による地域医療連携推進法人の解散の届出は、様式第五十三号によらなければならない。

(清算人就職届)

第四十一条 法第七十条の十五において読み替えて準用する法第五十六条の六による地域医療連携推進法人の清算人就職の届出は、様式第五十四号によらなければならない。

(清算終了届)

第四十二条 法第七十条の十五において読み替えて準用する法第五十六条の十一による地域医療連携推進法人の清算終了の届出は、様式第五十五号によらなければならない。

(定款変更の認可申請書)

第四十三条 法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第三項による地域医療連携推進法人の定款変更認可申請書は、様式第五十六号によらなければならない。

(定款変更届)

第四十四条 法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第五項による地域医療連携推進法人の定款変更の届出は、様式第五十七号によらなければならない。

(代表理事選定の認可申請書)

第四十五条 法第七十条の十九第一項による地域医療連携推進法人の代表理事選定認可申請書は、様式第五十八号によらなければならない。

(代表理事解職の認可申請書)

第四十六条 法第七十条の十九第一項による地域医療連携推進法人の代表理事解職認可申請書は、様式第五十九号によらなければならない。

(医療連携推進認定の取消申請書)

第四十七条 法第七十条の二十一第二項第二号による地域医療連携推進法人の医療連携推進認定取消申請書は、様式第六十号によらなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和7年4月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による施行前の医療法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この改正は令和8年4月1日から施行する。